

## 公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成27年4月14日(火)  
午前10時56分～午前11時46分  
会 場 委員会室

### 1. 出席者

1番 長谷川広昌、 2番 黒川美克、 3番 柳沢英希、  
4番 浅岡保夫、 5番 柴田耕一、 6番 幸前信雄、  
7番 杉浦辰夫、 9番 北川広人、 10番 鈴木勝彦、  
11番 鷺見宗重、 12番 内藤とし子、 14番 内藤皓嗣、  
15番 小嶋克文、 16番 小野田由紀子  
オブザーバー 議長、副議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

なし

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、総務部長、行政GL、財務GL、  
行政G主幹兼財務G主幹、行政G主事

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

### 6. 付議事項

#### 1. 報告及び連絡事項

- 2. 協議事項
- 3. 審査事項
- 4. その他

## 7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件につきましては、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。本日の案件は付議事項のとおりであります。

### 《議 題》

#### 1 報告及び連絡事項

委員長 それでは、当局より、配布資料の説明をお願いいたします。どうぞ、座ったままで結構です。

説（総務部） それでは、本日の報告及び連絡事項でございますけれども、一つ目として、本庁舎整備事業の契約の締結について。二点目といたしまして、平成27年度公共施設のあり方計画推進スケジュールについて。三点目として、新庁舎3階議会フロアのレイアウトについて。以上三点について、御説明を申し上げます。まず、資料1の高浜市役所本庁舎整備事業契約書を御覧いただきたいと思っております。本日提出しました事業契約書は、3月16日開催の特別委員会でお示ししました、事業契約書（案）をもとに弁護士協議、大和リースと

の再調整を行いまして、3月31日付けで契約を締結しましたので、御報告をさせていただくものでございます。本事業契約書は、事業契約（案）の内容に大きな変更はありませんので、主な変更点について御説明をさせていただきます。それでは、表紙の裏面をお願いいたします。「4 契約金額」の「総支払額」でございますが、物価上昇、消費税率の改正により、契約金額が今後変わりますことから、「総支払額」を税抜きとし、30億7,734万円といたしました。次に1ページをお願いいたします。第1条（総則）では、高浜市から要望をしまして、5行目以降になりますが、事業費のコスト縮減について、互いに積極的に取り組むことといたしました。次に、別紙4ページ、5ページをお願いいたします。委員長 同じ括りの中の後ろのほうについていました。

説（総務部） よろしいでしょうか。別紙4ページ、5ページでは支払い月、支払金額を記載した「3 支払スケジュール」を追加し、最後の行に、「コスト縮減により事業内容が変更された場合は減額する。」としました。次に別紙7ページをお願いいたします。不可抗力における高浜市、大和リース、それぞれの負担割合について別紙3として取りまとめ、新たに設備に関する負担割合を記載いたしました。最後に、別紙20ページをお願いいたします。ここでは、大和リースからの要請によりまして、長期支払計画表を新たに加えています。以上が、事業契約書の主な変更点でございます。次に、資料2の平成27年度 公共施設あり方計画推進スケジュール（案）を御覧ください。平成27年度の公共施設のあり方計画関連での6つの取り組み内容の概要について御説明を申し上げます。まず、1ページの市役所本庁舎整備事業を御覧ください。平成27年度は、議員の皆様方の御理解のもと、先ほども申し上げましたが、3月末をもって事業契約書の締結が終わり、いよいよ本格的な取り組みに入っております。今後、大和リースの協議・調整を行い、基本設計・実施設計を作成し、11月から建築工事に着手する予定でございます。また、庁舎のレイアウトは、職員の意見を基本設計に反映し、情報カフェ棟については、市民・関係団体等とワークショップを開催し、検討を進めてまいります。また、3月補正予算で繰り越しをお願いしました庁舎の測量分筆登記を早期に実施し、本年6月定例会において大和リースへの現庁舎敷地の無償貸付の議案上程を予定しております。

次に、2 ページの高浜小学校整備事業を御覧ください。平成27年度は、民間提案に向けての準備作業を進めてまいります。6月までに校舎の耐力度調査を実施するとともに、基本方針、実施方針、募集要項、要求水準書を順次作成してまいります。また、平成26年度に実施してまいりましたワークショップを引き続き開催し、市民・関係者等の御意見を実施方針に反映してまいります。

次に、3 ページの公共施設適正化条例制定を御覧ください。本年3月定例会において附帯決議されました事項について、早期に着手をいたします。まず、次世代につなぐ（仮称）公共施設適正化条例を、本年9月定例会での上程を予定しております。合わせて、有識者・市民の代表からなる第三者委員会を設置し、高浜市が進める公共施設の老朽化問題への対応について、評価、提言などをいただいております。

次に、4 ページの公共施設等総合管理計画策定事業を御覧ください。平成27年度は、公共施設等総合管理計画の策定を1年間短縮し、3月までに策定したいと考えています。本計画の策定に当たりましては、平成26年6月に策定しました公共施設あり方計画推進プランの見直しを行うとともに、公共施設のあり方推進本部会議の下部組織としてインフラ資産検討部会を新たに立ち上げ、インフラ資産の維持管理・更新に係るインフラ長寿命化方針を作成し、公共施設等総合管理計画として取りまとめてまいります。

5 ページの長期財政計画策定を御覧ください。平成27年度は、公共施設あり方計画を進めるうえで課題となっていました「経営のカギ（行政サービスのあり方）」について、公共施設のあり方推進本部会議の下部組織として行政サービスあり方検討部会を新たに立ち上げ、既存の行政サービスの事業費削減計画を早期に作成し、今後20年間の長期財政計画を策定します。合わせて、公共施設等総合管理計画と連動させたものいたします。

最後に、6 ページの中央公民館機能移転を御覧ください。この取り組みは、公共施設あり方計画で示す集会施設の総量圧縮に向け、公共施設あり方計画推進プランに位置づけられております中央公民館の機能移転及び跡地利用について検討するもので、合わせて、隣接する商工会等の移転についても検討してまいります。また、中央公民館利用者を対象とした協議の場を設け、機能移転について、利用者の御意見等をお聞きし取り組んでまいります。以上が平成27年度の公共施設あり方計画関連の取

り組みでございます。次に、資料3、新庁舎3階議会フロアのレイアウト図を御覧ください。去る4月7日において各議員の皆様からいただいた御意見を反映させました3階議会フロアのレイアウト図でございます。修正点につきまして、御説明をさせていただきます。まず議会事務局と議員控室を隣接してほしい、とのことございましたので、正副議長室と議員控室の配置を入れ替えております。また、議会事務局より廊下を介さないで出入りできるよう扉を設けております。議員控室から正副議長室につきましても同様に扉を設けております。次に、議員控室にコーナーブースのスペースを確保してほしい。また、図書資料室にテーブルと椅子を設けてほしいという要望がございましたので、正副議長室の位置に配置しておりました図書資料室を議員控室内に設け、テーブルと椅子を配置できるようにしました。次に、小会議室・休憩室でございますが、ここは男性休憩室としておりましたが、打ち合わせができる部屋とするよう要望がございましたので、会議室として使用できるようにしました。また、女性休憩室をなくし、女性の更衣室を広げています。以上でございますが、現在、1階フロア・2階フロアについて職員のヒアリングを実施し、調整段階にありますことから、今後の検討状況によっては、また3階フロアについて若干の修正が生じる場合もありますことを申し上げ、説明とさせていただきます。

委員長 はい、ありがとうございました。それでは、まず資料1と資料2についての質疑を許します。

問（12） 別紙7の、不可抗力の負担割合のところですが、3のところ、「甲は不可抗力の事情等を総合的に勘案して甲乙間の協議により相当の負担をする。」。これだけだとちょっとわかりにくいんですが、例えば具体的にということがあれば、何か説明をお願いします。

答（行政 主幹） これにつきましては、具体的事例ということはちょっと考えておりませんで、弁護士さんのほうから、「何かそういった不可抗力があった場合は、その事情を勘案して、その都度協議して金額を決める。」ということで、記載をしてございます。

委員長 よろしいですか。

問（12） そうしますと、協議によって相当の負担をする、というふうになっていますが、これは、あまり具体的にはわからないということなんでしょうか。

答（行政 主幹） そのときですね、不可抗力で何らかの債務が発生した場合に、どちらに原因があるのだろうかとか、その都度、自然的発生で、やむを得ないのではないかとか、そういったことを勘案しまして、弁護士さんを交えて協議をしていきたいということで考えております。

委員長 よろしいですか。

問（3） すいません。今の、内藤とし子委員と同じところなんですけど、説明として書いてあるのは「原則として、乙の負担」ということで、大和リースさんの負担ということだと思うんですけども、庁舎施設について。それで、協議というのがまとまらなかった場合、弁護士さんがいてという話なんですけど、まとまらなかった場合というのは、どういったふうになってくるんですか。

答（行政 主幹） まとまらない場合はやはり法的手段ということに、最終的にはなっていくと思えますけれど、極力、協議のほうで解決していきたいと考えております。

委員長 よろしいですか。

問（3） 例えば、まとまらなくてという話で、裁判でいろいろともめたときに、その後とかに何か影響が生じるということは考えられるのですか。その甲と乙の間という部分で。

答（行政 主幹） その後の影響ということですけども、やはり、その内容にもよるとは思うんですけども、法的手段ということで、そういった場合は粛々と進めていくしかないと考えます。

委員長 ほかに。

問（15） 今と同じ別紙7ページのところですけども、2番目のところですけども、震度7以上の場合は、またはいろいろ書いてありますけども、躯体、外装は乙の負担、内装は甲がそれを負担するとあります。ただし、震度7未満の場合は乙の負担とありますけれども、この場合は、震度7未満の場合は内装もこれは乙の負担というふうに、これを捉えていいでしょうか。

答（行政 主幹） 委員、おっしゃられるとおりでございます。

問（6） 条項はよくわからないんですけども、基本的に計画している税抜きのこの金額、これ以上に、例えば、何かの場合、かかる費用というのはどういうリスクって想定されているのかということをお伺いしたいんですけども。

答（行政 主幹） 基本的には御説明した提案のとおりのことを、このまま粛々と進めてまいりますけども、今後、法的に何らかの機構改革が必要になるですとか、政策的に変更が生じた場合は、追加が発生するという場合もあるのかもしれないんですけども、現在のところは、提案のとおり粛々と進めてまいります。

問（6） 政策的にと言われるのは、例えばこれ、ロケーションとして足りなくなっただとか、これ市側の意向のことを想定されているのか、向こう側の意向は、まずないと思うんですけども、何を想定されてそういう話が出ているのかというのが、よく見えないんですけども。

答（行政 主幹） 委員、おっしゃられるとおり、市のほうから何らかの追加事項が発生した場合には追加になる、というふうに考えます。

問（6） 市側からの変更というのは、例えば、今、先ほどこう、中の詳細の間取りとか、そういうところもこれから詰めていくという話なんですけども、ここでなんか起こるといっているのはないんですよ。とりあえず、この形の中で、だめなものはだめで。金額は枠が決まってるんだから、その中でやっていくという理解でいいんですよ。

答（行政 主幹） おっしゃられるとおり、ワークショップを含めてですね、庁内、調整しておるんですけども、事業費の増加はなしということで、進めております。

委員長 ほかに。

問（14） 5のところの一番下のところに、コスト削減により事業内容が変更された場合、減額するとありますけど、事業内容が変更されてコスト削減されるのか、コスト削減を目的に事業内容を変更するのか、その辺の意図は何だかということと、基本ベースがあって、それから削減というか変更があると思うんですけども、ベース自体がはっきりしてないように感じるんですけども。当局側は、はっきりしておるんですか。

答（行政 主幹） 委員、おっしゃられるとおりですね、今現在、基本設計を進めて自主設計をしておりますので、最終的なコストということであれば、その時点で確定するということになりますけれども、提案内容で極力、事業費のほうは削減していくということで、提案内容よりも低い仕様をした場合は、コストのほうは下げさせていただきますということは、事業者のほうには、伝えてございます。

問（14） 提案内容というのはその、いわゆる細かいところまでたぶん決まってないと思うんですけど、細かい材料だとか、質の問題とか、それをどこで見極めるのかよくわからない。削減を求める方向で対応していくのか、結果的に、あくまでやっていった結果、削減の方向になったというのか。目的はどこにあるんですかね。

説（総務部） 私、先ほどの説明の中で、まずもって、第1条の（総則）で追加したことを、事業費の削減を積極的に努めるという、互いが行うということを入れさせていただきました、という説明をさせていただきましたが、契約を一旦結びましたけども、やはりこの事業費については、今から私ども大和リースさんに対して、事業費の縮減を求めていきたいという思いがありまして、ここに、第1条に入れさせていただき、これによって、影響が出てきた場合には、別紙の先ほど戻りますと、別紙の4、5ページの支払いスケジュールの最後の行に、これが生きてくるということになります。

問（14） 事業の内容というのは、いわゆるイニシャルコスト、建設工事の事業と、それと維持管理の事業とあると思うんですけど、それは、両方とを意味しているんですか、工事費のことを言っているんですか。

答（総務部） 両方でございます。

委員長 ほかに。

問（5） あってはならないことだけれど、一応、別紙7のところ、甲乙間の協議により、相当の負担をするというお話なんだけれども、例えば大和リースが潰れて、これが、よその会社に移ったときだとか、そういったことは想定されておられるのか。まあ、極端な言い方ですけど、庁舎が使えんようになっちゃったと、そういうようなことは考えられておるのか。そこら辺のことを、



ちょっとお聞きしたい。

答（行政 主幹） 20年間、今後は庁舎として利用していくということで考えてございます。委員おっしゃられるように、潰れるリスクというのは、100%ないとは言い切れませんので、それを潰れた場合は整理とか、潰れた場合は引き継いだ業者さんにはこの事業契約をもとに、再建というんですかね、それを進めていっていただくというふうに考えております。

問（5） そういったときに、例えば相手がこの金額で納得するのか、そこら辺のことというのは、大丈夫かどうかなんですけれど。

答（行政 主幹） そのときの協議で、不調になることも考えられるのではないかと御指摘だと思えますけど、市といたしましては、その債権を引き継いだ事業者様には、契約のことで粛々とお願いしていくということでございます。

問（11） 今、潰れた場合という話ですけども、その後、債権者がまた出てくるということでまた、この新たに契約を結ぶに当たって、これでは、できないよ、と言われたらどうなるのか。また、ふえていくってということも考えられますけど、いかがですか。

答（行政 主幹） 金額については、やはりそのときになってみないとわかりませんが、建物自体は借家法の関係で守られておりますので、市がそこで出ていくというのは、ないというふうに考えております。

問（11） 土地は高浜市のもので、建物だけは業者のものという形になるわけで、壊すっていうことに、返しますということになると、どういうふうになっていくのかという話ですが。

答（行政 主幹） 借家法上、市のほうは20年間、借りていくというふうなことで事業契約をうたっておりますので、出て行けってということも相手に言われた場合は裁判のほうになっていくのかもしれませんが、そういったことは想定はしておりません。

説（総務部） ただ今、おっしゃられたことですけども、この提案が出されたときに大和リースがここではっきりと、大丈夫ですというお答えをしておると思います。その議事録を読んでいただければよろしいと思います。

委員長 よろしいですか。今、総務部長が言われたように、このきょう出していただいた契約書がありますけども、契約書（案）と中身は変わっておりません。逆に言うと、もう少し詳しい部分まできょう出ておるわけですので、我々も前回から目にしている部分でありますし、きょうの質疑も、繰り返しの部分もあります。そういったところも踏まえて、よくお読みになっていただきまして。それからまた法的な部分に関しては、今言われたようにさまざまな、この契約書の中ではない、法的なところでやられているというところも、御説明を受けておりますので、そこのところも踏まえてですね、お聞き取りをいただきたいというふうに思います。

（委員長に代わり副委員長が委員長の職に就く。）

問（9） まず一つ、素朴な疑問なんですけども、大和リース株式会社名古屋支店との直接契約ですよね。これは独立採算制なんですかね。この大和リースさんというのは。

答（行政 主幹） 独立採算制かどうかの確認はしておりませんが、商業登記の関係で、名古屋支店さんのほうが営業的な権限を持っているということでございます。

問（9） 例えば今後、大和リースさんが、例えば名古屋支店ではなく、中部支店とかというようなことになった場合に、そういう契約の見込み、契約の引き継ぎというのは問題ないというのか。法的な部分はよくわかりませんが、そういうところというのはどうなんですか。会社の中のイメージが、よくわからないもんですから。

答（行政 主幹） その会社の形態が今後、合併とかそういうことで変わっていくということも考えられるとは思いますが、そういったときは、法的な継承というんですかね、それは弁護士さんとも相談はかける場合もあるかもしれませんが、継承はしていただけないというふうに考えております。

問（9） 先ほどの6番委員の話に近いのかもしれませんが、例えば、

たぶん国とか県が、今後、庁舎にはこういう設備を設けなさいとか、非常に高額なね、例えばJアラートとかもそうかもしれませんが、そういうようなことが起こった場合に、大和リースさんが「うちでは無理です。」というようなことになるような可能性というのは、ゼロじゃないと思うんですよね。その辺のところというのは、どこまで話し合いがされておるのか、というのがありましたら。

答（行政 主幹） 契約書の中では今後、変更が生じた、今おっしゃられたように何らかの法的な要請で、内装ですとか外装にくっつけたものに関しては、市が施工して、それに関しては、所有者である大和リースさんは、同意をしていくというというような形の条項にはなっております。

委員長 はい、わかりました。

（副委員長に代わり委員長が委員長の職に就く。）

委員長 ではよろしいですかね。あと資料2のほうは、これは当局のほうで、この3月定例会で附帯決議ということで、議会のほうからの決議（案）を出したという部分を受けてのことです。本来でしたらもう少し後でも、後になるべきところだったかもしれませんが、あえて、改選前のきょうの委員会に提出いただいたということですので、若干のスケジュールのずれが出るのかもしれませんが、一応こういう形で出していただいたということで、決議（案）に対しての一つの形を示していただいたということで、御理解をいただければというふうに思います。それでは、資料3について。議会フロアですけれども、新庁舎の議会フロアについての質疑ですが、その前にちょっと議会事務局のほうから、少し御意見のほうがあるということですので、議会事務局のほう。

意（事務局長） それでは、議会事務局のほうから、二点ほど御相談ということをお願いしたいと思いますが、まず一点目といたしまして、議会事務局の位置でございます。議会事務局は真ん中にもってきていただきたいというのが一つと、それからもう一つが、この図書室、図書資料室でございますが、この

図書資料室、図書室というのは、法で定められた設置しなければならないという図書室でございます。これにつきましては、この案で見ると、この控室の中に入り込んでございます。この図書室というのは、一般の方も御利用ができるものでございますので、できれば別個にですね、単独で図書資料室を設けていただいたほうがいいのかということをおもっておりますが、この二点。よろしくお願ひいたします。

委員長 今の事務局のほうの意見ですけども、事務局の位置が真ん中というのは、要は正副議長室と議員控室との真ん中と。間という意味ですね。はい。それから図書資料室が、控室の中というイメージじゃなくて、外から直接入れるようなイメージでというようなことでの意見ということでもあります。これについて、御検討が可能かどうかというのでは、どうですかね。

答（行政 主幹） おっしゃられることを実施することは可能であります。この後、変えたものを、どのような形で御報告をさせていただくかということだけだと考えます。

委員長 今の、事務局の今言われた部分を含めてですけども、委員のほうからございましたら。

問（15） 先回の4月7日の出してもらったあの資料と、今回の資料3を見ますと、書庫・倉庫が、これが大分今回、広がっております。これの一つが、なぜ広がったのかということと。それがさっき、事務局のほうから話があったと思うんですけども、図書資料室とコーナーブース、これが一体だと思っんですけども、全部これが納まるんですかね。これで。このコーナーブースの中に図書資料室、図書が。

答（行政 主幹） 委員おっしゃられたようにですね、書庫・倉庫が広がったのは、図書資料室を、上にもって行ってスペースを、役所、部局のほうがちよっと厳しいものですから少し、回させていただいたところが本心でございます。それで、図書資料室につきましては、中に入っているものは、やはり精査して捨てるものは捨てて、いるものをそろえるということですね、お願ひしたいというふうにおもっております。

問（15） いらぬものはやっぱり精査して、捨てるもの、残すものと考案

してありますけども、ちょっとあまりにね、見るとスペース的に狭いじゃないかと思います。この今の案のほうがね。先回を見ると、かなりの図書資料室がこの一角でありまして、この中に全部、あのコーナーブースと一緒にしちゃいますね、かなり。これで納まるんですかね、本当にこれで。納めるということ、これは。逆にいうと。

答（行政 主幹） 議員控室のスペースが、どのような機能があるかということで広さは決まってくると思いますけども、基本的には3席の執務スペース、それから議員さんが座られるソファのスペース。それから、個々のロッカーのスペースとあと、書棚ということで考えております。それと、図書資料室につきましては、前回よりもやはり広くして、ソファが置けるような形、ということでは考えさせてはいただきました。

委員長 ほかに、よろしいですか。確認なんですけども、書庫・倉庫の大きさというのは、これはこれだけ絶対にいる、ということですかね。例えば、図書資料室を、先ほどの事務局の案のように独立させるということになると、要は議員控室のスペースが、丸々この大きさになると、そういうことですよ。イメージとして図書資料室をそういう、ちょっとした打ち合わせだとかなんとかで、現在も使っていますけども、そういうことで使う可能性はありますけども、あくまで図書資料室ですね。それが控室じゃないものですから、反対に言うと、そこを控室として使えますよ、ということであれば、じゃあ図書資料室で調べ物を例えばするというのが、可能ではなくなるわけですよ。何ていうんですか。使う可能性の大的ほうというよりも、普段からそこが我々の、その議員の居場所になるということにはならない、ということですよ。図書資料室が。

問（2） 今、小嶋委員が言われたみたいにですね、ここにあの図書資料室があるよりも、僕は前のときの、いわゆる書庫の倉庫の隣に資料室があったほうが使い勝手がいい。最終的に事務局のほうと言われたみたいに、事務局が真ん中であつたほうが、議長室ともつながりができて、それから結果、議会事務局と議員控室を入れかえてもらうということですね。そうすると、議会事務局が真ん中にきますので、それで、以前の図書資料室が、書庫・倉庫の隣にあつたそののところへ資料室を戻していただければ、事務局の意向も通ると思います

し、これよりも前の形のほうがいいと思いますけども、いかがでしょうか。

意（12） 私も今の黒川委員の意見に賛成なんです。図書資料室って、これで見るとなんていうか、椅子っていうか、机っていうかが場所をとってて、書棚みたいなのがすごい浅い、薄いついていうんですかという状態なんです。図書資料室は、やっぱりなんていうかいろいろなのがあって、ちょっとこれだけでは、納まりきらないし、それから多少やっぱりふえていくと思いますので、書庫・倉庫の隣に、もうちょっと広くして設置したほうがいいと思います。

委員長 ここでどうならできるという話ではなくて、今言われたようにとりあえず、議会事務局の位置を議員控室と正副議長室の間ということで、これは委員の皆さんよろしいですか。位置関係、位置関係ですよ、まず。ではそれをまずお願いしたいということで。要望としてお引き取りいただきたいということで伝えさせていただきます。それから、図書資料室は、やっぱり外から直接、他の方が、極端な言い方ですけども市民の方が、図書室を利用したいと言われたときには、開放しなきゃいけない可能性もありますので、このような形ではなくって、あくまで廊下から入れる、という形を考えていただきたいということで。それで、書庫・倉庫をできるだけ圧縮をしていただいでですね、その議員控室、あるいは図書資料室とを、できるだけ余裕をもたせていただきたいということで、どうでしょうか。皆さん、よろしいですかね。ここで決定するという、あれではないものですから。一応、議会としての要望をお伝えするという形ですので、それでよろしいですか。はい、わかりました。それでは、改選後に戻ってこられた方でしっかりと、議論を。

説（総務部） 一応、きょうここで、御意見はまとまったということで。今、委員長からもこれで決定じゃないよ、ということですが、実は、きょうお示しをさせていただきましたあのスケジュール表で、このスケジュール表の庁舎のところを見ていただきたいと思うんですが、庁舎レイアウト等検討の欄に、2S活動というのがございます。これは、高浜市だけではなくて、どこの自治体も庁舎を新築するといった場合、相当の文書を廃棄しないといかんということで、まあ、極端にいうならば、今のある書類等を、今の4分の1くらいに減らさないといかんという、大体そんな状況になってまいりますので、これを2年

間にかけて、2S活動を進めていきます。それで、そういう中で、ということ  
はやはりコンパクトな庁舎ですので、そういう余分なものは削いでいこう、と  
いうのは当たり前の話で、まずもってこれが問題になってくるといふ、設計会  
社のほうから私ども、説明を聞いております。それで当然、この議会フロアー  
の、さっきの図書室の話でもですが、現行の今ある図書を見てみますと、使っ  
ていないものもいっぱいあります。それで、こういうIT化の時代ですので、  
極力、思い切って捨てていって、あればいいじゃなくて、いらぬものは捨て  
ていただく。そして、スペースをとっていくという考えでいきたいと思いま  
すので、皆様方の御意見は御意見として、きょうここで承って、また、配置を決  
めさせていただきますけども、そういうことがあるということ、御承知願  
いたいと思います。

意（15） 今、部長のほうからお話がありましたけど、かなり、やっぱり捨  
てるということであれば、仮に今の書庫・倉庫の分も、やっぱり減らしておく  
ほうがいいじゃないかと思いました。そういったことが、いわれれば。

説（総務部） これは、今さっき言ったように、それをやって、こういうふう  
になっていくのです。今から。それで、ただ書類を捨てるだけでは、また書類  
はふえていきますので、文書の保存期間ですとか、そういったものの見直しを  
して減らしていくと。それで、最終的には、また、文書の電子化というのが究  
極の問題となってきますけど、そういった取り組みもしていけないといかんと  
いうふうですので、頑張りますけども。

委員長 はい、ではよろしいですかね。それでは、ほかにないよう  
ですので、本日はこれで閉会とさせていただきますけども、これで私ども任期満了となっ  
て、5月からは新しい期が始まるわけですけども、ぜひともですね、このき  
ょういただいた27年度のスケジュール、資料2のように、あり方計画スケ  
ジュール（案）というのがあります。これを見ていただいてもわかるように、議  
会がかかわる部分というのは、ほとんどないですよ、要は議題に。議会の議題に  
上がってくるところしかないんです。進捗状況と、さまざまところをしっか  
り把握していくためには、やはりこういう委員会を、また設けていただくこと  
がいいのかなあという気がいたします。ぜひともそここのところを含めてですね、

御検討をいただくことをお願い申し上げまして閉会とさせていただきます。これをもって、公共施設あり方検討特別委員会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午前11時46分

公共施設あり方検討特別委員会委員長

公共施設あり方検討特別委員会副委員長